2020年11月17日　参議院総務委員会　会議録抄

大臣所信に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　大臣、内閣委員会に引き続きまして、今度はお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

　早速ですが、今日は二つのテーマに絞って質問をさせていただきたいと思います。

　最初に、自治体の財政、これまでも質問に出ておりましたが、やっぱり今回、新型コロナウイルス感染症の拡大が残念ながら現在も継続しておりまして、経済への影響は非常に大きいです。税収減が相当落ち込んでいると思われますが、現段階で難しいかもしれませんが、地方財政の見込みについてお伺いをいたします。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　現下の地方財政につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして地方税収が大幅に減少するおそれがございます。具体的な数字はまだ把握は難しゅうございますけれども、大幅に減少するだろうと見込んでいるところでございます。また、感染症対策への対応などによりまして多額の支出を余儀なくされておりまして、大変厳しい状況にあると認識をしているところでございます。

　このため、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ほとんどの事業を全額国費対応とする一方で、自治体の判断によって自由度高く地方単独事業に取り組むことができる財源といたしまして内閣府所管の地方創生臨時交付金が措置されているところでございます。

　また、総務省といたしましても、当面の資金繰りに困らないように、地方税の猶予に対する猶予特例債の創設でございますとか、地方債に対する公的資金の増額確保、また、公営企業の資金不足につきまして特別減収対策企業債の発行、そして、地方議会の議決後速やかに地方債を発行できるよう起債手続を弾力化することなどの支援を直ちに講じたところでございます。

　現場を担う地方団体が今後も積極的に感染症対策に取り組めますよう、総務省といたしましても、関係省庁としっかりと連携をいたしまして、地方財政の運営に支障が生じないよう対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　質問、ちょっと今触れられたこともあるので、入れ替えて先に質問させていただきますが、自治体では、これまで景気に対して安定的とされてきた税目も、今も御説明あったように、このコロナによって想定を超える大きな減収が生じています。特に地方消費税は都道府県税の約三割を占めておる基幹税でもあり、その減収は地方財政の安定的な運営に支障を生じさせるおそれがあります。

　少なくともこのコロナによる景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補填債の対象に追加すべきではないかと思いますが、このことについてお答え願います。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答えを申し上げます。

　年度途中の地方税の減収につきましては、現行制度上、景気の動向が反映されやすく、基準財政収入額と収入実績の乖離が起こりやすい法人関係税等について、翌年度以降の三年度間に地方交付税の精算を行いますことや、あるいは当該年度に減収補填債を発行することが可能となっております。

　一方、今年度は、お話にもございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、その他の税においても通常の景気変動を超える減収が生じているものもあると伺っております。特に、お話にもございましたが、地方消費税等につきましては地方団体からも強い御要請をいただいているところでございます。

　このため、今後の地方税収の状況の把握に努めまして、地方団体の財政運営への影響を踏まえながら、減収補填債の対象税目について検討してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　大臣、今の答弁にもあったとおり、相当減収分が、税の減額分が大きな影響出ているので、是非検討の方をお願いいたします。

　次に、同じくなんですが、このコロナによって地方交付税の原資となる国税も減収が見込まれます。地財計画での見込みから相当な落ち込みが予想されるのではないかと考えますが、しかし、このコロナの感染防止とか地方経済、地域経済を支えるにはすごく自治体の役割って大きいです。大臣も御経験された災害についても、やっぱり自治体の力ってすごく大事な位置を占めております。この地方の一般財源総額の確保は、そういう意味からいうと非常に重要な課題であります。

　二〇二一年度概算要求に伴う地方財政収支の仮試算ですが、地方税の大幅な減収等により、財源不足五・七兆円増の十・二兆円と大幅に増加しております。折半対象の財源不足が生じたことから、臨時財政対策債も前年度から三・七兆円増の六・八兆円というふうになっております。この間も、税収の見込みが甘くて、残念ながらこの地方財政に影響が出ている減収補填のルールがありますが、各市町村に私が実際にお伺いをしたときに首長さんからも要望を受けるのは、やっぱり来年度以降の地方交付税がどうなるかという、すごく心配の声が届いております。

　地方六団体からも臨時財政対策債の縮減とか廃止というのは要望として上がってきていると思いますが、さらに、この折半ルールについては、当初、三年間の臨時措置とされていたのに、残念ながら、今、実質的恒久化されつつあります。これ、やっぱりすごく問題で、臨時財政対策債と折半ルールは地方自治体にすごく重荷になっておりますので、やめるべきではないかと考えます。

　そこで、武田大臣にお願いしたいのは、この問題について、やっぱり地方に寄り添った財源の確保を国の責任として充実を求めていただきたいということです。お伺いしたいのは、この臨時財政対策債の在り方と、安定的な地方財政の確保についてお伺いいたします。

○武田良太　総務大臣　御指摘のように、十兆二千億円の財源不足というデータが出ております。これは大変なことでありまして、地方交付税法六条三第二項の規定に該当することが見込まれたために、今、交付税率の引上げを事項要求をさせていただいております。

　いつも我々、要望も受けていますし、言っていることは、一般財源総額というのはしっかり確保しなければならないというのはこれ当然のことなんだけれども、その内訳の中で臨財債というものをいかに抑制していくかということは、これは我々として重要な課題なんです。そのためには、やはり地方交付税というものの安定的な確保というもの、この追求が必要になってまいりまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　大臣の力強いお言葉、本当にそのとおりです。各自治体の財政調整基金という自由に使えるお金も、今回のこのコロナの影響によってゼロになった、近づいたところもたくさんあります。この間、これもターゲットにされてきたんですが、やっぱり今大臣のお言葉にもあったとおり、この後も地方財源の確保を目指していただくことをお願いいたします。

　それでは、次のテーマは消防行政についてお伺いをさせていただきます。

　まず、緊急消防援助隊についてお伺いをいたします。

　多くの実績を積んできておりまして、すごく意味があるんですが、残念ながら、派遣される消防隊員のお話を聞くと問題が残っています。何かといいますと、緊急消防援助隊員として派遣をされたときに、派遣元の消防本部によっては出動手当とか旅費、日当などに格差が出ています。格差というのは、やっぱり自分の自治体の財政基盤によって出されていないところも残念ながらあるというのが実態です。

　これについて、消防庁として、派遣に当たっての諸手当の状況は把握できているでしょうか。

○山口英樹　消防庁次長　緊急消防援助隊に係る出動手当あるいは旅費等の状況把握ということでございますけれども、委員からもお話がございましたとおり、緊急消防援助隊、本年の七月豪雨等でも活動いただいております。大変献身的に御努力いただいているところでございます。

　ただ、基本的な仕組みといたしまして、市町村の消防でございますので、相互応援がまずあって、ただ、大規模災害になりますと緊急消防援助隊ごとに出動すると。更に言うと、本年の七月豪雨のような場合には消防庁長官の指示に基づいて出動いただくということになっていまして、その場合には、例えば時間外勤務手当であったり特殊勤務手当であったりと、こういったものについては国費で負担をすると、こういった仕組みになっているところでございます。

　そういった中で、委員からお話のございました例えば特殊勤務手当につきましては、出動元の消防本部が属する市町村の条例によって定めてありまして、それに応じて国の方は負担するという仕組みでございますので、それぞれの市町村の条例で特殊勤務手当定めていらっしゃるところ、それから、ないところ、あるいは旅費の額等についても違いはあろうかというふうに存じております。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　今の状況はお伺いしたんですが、やっぱり、大臣にもこの後お聞きしたいんですが、すごくこの自治体の財政力の差によって、負担が同じにもかかわらず、手当とかの勤務条件が違うというのは非常に問題と感じます。懸命にこの人命救助とか財産を守るために活動しているにもかかわらず、この違いが出ているということは、本当に消防隊員の、消防職員のモチベーションにも関わっている問題でありまして、大きな課題です。

　大臣、改善に向けて是非取り組んでいただきたいんですが、お願いいたします。

○武田良太　総務大臣　この緊急消防援助隊の活動というのは、基本的に相互応援というものを基本としておりまして、応援を求めた方がこの経費というか、ものを払うということ。その額等々については条例に沿うとなっておりまして、各地方自治体の裁量に委ねられているわけでありますけれども、これは先ほどの答弁でも申し上げたとおり、平素はみんな気付かないだけなんです。ただ、有事のときは、いかに消防団、消防が必要かということを痛感すると思うんです。

　ですから、知事会、そして市町村長会の皆様方にも常に私言っていますけれども、有事のときに即応態勢が取れる、モチベーション高く、士気高く取れるような待遇というものをしっかりと消防の方には確保していただきたい、そして全国的にわたって命を守る最前線の強い組織として活動できる環境をつくっていただきたい、このことを常日頃から要請しているところであります。

**○岸まきこ**　いろいろと消防庁の方でもいろんな対策は取っていただいているのは分かっているんですが、それでもなお残念ながらこの差ができてしまっているということは、引き続き、しかも、消防職員って労働組合つくれないので、実際に自分たちの処遇改善できる手段がないんですよ。なので、これはやっぱり国として、災害を支える、相互協力といいながらも、やっぱり国としてその地域の方を支えるということで、是非今後も大臣には取組をしていただきたいと思います。

　それと、大臣の所信にも触れられていましたが、この緊急消防援助隊の訓練ですが、地域ごとの訓練は行われていると思いますが、実践的な訓練といいながらも、緻密な想定をあらかじめ描いて、それを参加する人みんなに周知しているので、実は実践的になっていないという課題があります。本当はもっともっと実践的に近づけた方がいいと思いますが、せっかくなら、どういった工夫でできていくのかというのもお伺いしたいと思います。

○武田良太　総務大臣　お答えさせていただきます。

　御存じのとおり、緊急消防援助隊、平成七年の阪神・淡路大震災を契機に発足をいたしております。毎年度全国を六つのブロックに分けた、ブロックごとに図上訓練ですとか、それから地震等による倒壊家屋からの救助訓練、あるいは大規模な街区火災、石油コンビナート火災に対する消火訓練などのいわゆる実動訓練、そういったものを取り入れながら、また、自衛隊とか警察などの関係機関とも連携した効果的な訓練を行うように努めているところでございます。また、おおむね五年ごとに全国訓練も実施をしております。

　委員御指摘のとおり、実践的な訓練、ブラインド型の要素を取り入れた訓練というのは極めて重要であると私どもも考えております。そういった中で、これまでの訓練におきましても、実災害で明らかとなった課題を反映させ、検証を行いながら、シナリオ非提示型の訓練を取り入れるなど、運用の改善に生かしてきているところでございます。

　具体的には、例えば図上訓練においては、基本的にはシナリオのないような要素を必ず入れて実施をするですとか、それから実動訓練につきましても、あらかじめ定めていない形で、例えば令和元年度の中部ブロックの訓練におきましては、各県隊の活動場所をあらかじめ指定せずに、進出途上において活動場所を指示して進出させる訓練と、そういった形でより実動的な訓練になるように努めているところでございます。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　引き続きなるべく実践的に近づけていただくようにお願いいたします。

　それと、先ほどの武田大臣の答弁にもありましたが、災害時における消防団の活躍ってすごい大きいです。このコロナの状況の中の複合災害、特にこの消防職員と消防団員の感染防止策と知識などの習得はできているかをお伺いします。

○山口英樹　消防庁次長　御指摘のとおり、消防職団員の感染防止対策は極めて重要であろうというふうに考えております。

　そういった中で、委員から特に消防団員ということで御指摘等もいただいておりますけれども、消防団員につきましても、感染防止に御留意して活動いただけるように、例えば予防方法とか感染防止策などの感染症に関する基礎的な知識でありますとか、あるいは各市町村での消防団員の感染防止対策に向けた事例、あるいは避難所における新型コロナ感染症への対応、こういったことを消防庁のホームページの中に掲示するとともに、その内容について各都道府県の消防防災主管課を通じまして市町村の方にも周知等をさせていただいているところでございます。

　また、私ども消防大学校の方で消防団の幹部研修等もございますが、そういった中でも、こういったことも周知しながら取り組んできているところでございまして、今後とも努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　今月に入ってコロナの新たな感染者や患者が増えてきています。その中で、消防の現状について幾つか確認と要望をしたいです。

　まず、先ほども触れました感染防止の資器材についてなんですが、大臣の所信では資器材の整備を推進しますというふうに述べていらっしゃいましたが、実際には消防現場の防護具とかＮ95のマスクとかサージカルマスクというのは不足していて、自分で買っているという事例もありました。

　あと、救急出動の中には、あらかじめ、救急を要請した傷病者、必要としている方ですね、救急車を、この方が発熱とかの症状があるかどうかも確認できて、確認というか分からないときがあります。実際に、そういうときには残念ながら普通のマスクで接してしまうという事例が発生しているそうです。何でそういうふうになっているかというと、最初から感染リスクを下げるための防護の資器材が不足しているからということを消防隊員から聞きました。

　今、第三波が始まっています。さらに、これからは季節型のインフルエンザがはやる季節となっていきますので、このＮ95のマスクであったり防護具の調達徹底をお願いします。これについてお伺いします。

○山口英樹　消防庁次長　お答えさせていただきます。

　救急隊員の感染防止のために必要なＮ95マスクですとか、あるいは感染防止手袋などの感染防止資器材については、救急隊員の感染防止の観点からも極めて重要でございますし、不足が生じた場合には救急活動に支障が出てしまいます。

　そういったことで、令和元年度の予備費ですとか、あるいは令和二年度の一次補正、二次補正予算におきまして必要な予算を確保させていただきまして、消防庁におきまして調達して、それを必要とする消防本部に配付するといった取組を行ってきているところでございます。

　具体的には、毎月消防本部の方に必要量等を問合せをいたしまして、必要とされた資器材等を提供しているところでございます。例えば、Ｎ95マスクに関して言いますと、四月の上旬からこれまでに八回にわたって、今月中に配る予定としているものまで含めて八回にわたりまして延べ四百一の消防本部に二十一万余のマスクを配付しているといったところでございます。

　以上でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　説明をいただいて一生懸命取り組んでいただいているのは分かりましたが、残念ながら、それでもまだ現場の中でマスクが足りないという実態が起きてしまっていることはやっぱり問題だと思いますので、改めて、その消防本部だけじゃなくて、そこから先にもきちんと情報が行き渡るような仕組みをお願いしたいと思います。

　次に、この救急搬送に伴ってなんですが、発熱がある場合、今日新聞もお配りさせていただいていますが、発熱があった場合に医療機関が受入れをしてくれないというケースがありまして、これも消防庁の方と厚生労働省で対策を打ってきて大分減ったとは聞きますが、残念ながら、でもまだ残っている状況にあります。

　現場に聞くと、消防署から出動後に病院へ傷病者を引き継ぐまで、夜中ということもあったんですが、六時間掛かったという、一件のケースですよ、六時間掛かって、なおかつ二十五軒の医療機関に電話連絡をして断られたというケースがありました。二十六軒目で、六時間掛かってやっとその病院に搬送できたというケースがお聞きしました。コロナの受入れ医療機関でも断られているというような実態にあります。消防庁と厚生労働省の連携でこういった事例がないようにしてもらいたいです。

　厚労省のお答えと、大事な観点なので、このことについて武田大臣からも答弁をお願いいたします。

○間隆一郎　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　委員御指摘のように、救急患者さんのスムーズな搬送というのは極めて大事だというふうに思ってございます。

　厚生労働省といたしましては、新型コロナウイルス感染症の患者さんあるいはその疑いのある患者さんを速やかに搬送するために、都道府県に対して幾つかの御要請をいたしております。

　一つは、やはりその県内の受入れ、患者受入れを調整するような機能を都道府県内に持っておいてくださいと。これは都道府県調整本部と申します。これを設置すること。それから、新型コロナウイルス感染症を疑うような救急患者さんを受け入れてくださる医療機関をあらかじめ設定しておくこと、協力医療機関を設定しておくこと。それから、搬送のときの、搬送先の調整ルールを設定しておくこと。例えば、月曜日はＡ病院、火曜日はＢ病院のような輪番制もありますし、例えばこの日は三件まではＣ病院だけれども四件目から六件目はＤ病院とか、それは地域によって違うのですけれども、そういうものをあらかじめ定めていただくことなどをお願いしてございます。

　そして、そういう患者を受け入れてくださるような医療機関に対しては、第二次補正予算あるいは予備費で、補助金で応援させていただくということをやらせていただいております。

　救急搬送につきましては、消防庁と情報共有をこれまでも行っておるところでございますが、引き続き必要な連携をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○武田良太　総務大臣　御指摘の救急搬送困難事案については、今年四月から我々も実態調査に踏み切っております。四月、八月というのは約倍に上っておるということでありますけど、現在のところは安定した状況であります。

　この件については、先ほど厚労省説明ありましたけれども、都道府県の衛生部局などに対しまして受入医療体制の整備等を要請したことに加え、消防庁からも都道府県の消防防災部局、また消防本部などに対して、まず保健所などの関係機関との連携強化、また救急搬送困難事案の調査結果を活用した搬送受入れ体制の整備改善などを要請したことを受けて、関係機関により様々な取組が行われてきた成果だと、このように考えております。

　しかしながら、昨今、新型コロナの感染者数が再び増えてきていることから、今後の推移については十分に注視していく必要があると考えており、引き続き、厚労省など関係機関と連携しながら、各地域の消防機関が救急搬送を適切に行えるように必要な対応を進めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。様々な対策を取っていただいていることが分かりました。

　ただ、やっぱり心配されるのが、例えば私の地元の北海道の事例でいいますと、今、札幌市が非常に新たな陽性者が出ていまして、医療機関がパニックになるような実態に陥っています。こういったところも考えると、これから更に感染拡大がするようなところについて十分なのか、ちょっともう一度、厚労省にお伺いいたします。

○間隆一郎　厚生労働省大臣官房審議官　先生御指摘のように、今また感染拡大が広がっている状況でございますので、こういった状況にしっかり対応していくことが大事だと思っております。

　先ほど申し上げたようなその体制整備については、都道府県にお伺いしますと、もちろん調整本部は全ての都道府県で設置していただいていますし、その搬送ルールもほぼ全ての都道府県でもう設置、設定していると、そして関係者間でも共有しているというふうには伺っております。

　先ほど大臣からお答えがありましたように、今、足下、この瞬間においては、春先や夏場のような緊急搬送困難事案が、以前、例年よりも増えているというような状況にはないとは承知しておりますけれども、引き続き、総務省あるいは消防庁と緊密に連携して、この救急搬送の状況については緊張感を持って注視をし、厚生労働省として必要な体制整備をしっかり行っていきたいというふうに考えてございます。

**○岸まきこ**　引き続き、本当に深刻な、札幌市は特に深刻な状況となっておりますので、対策の方をお願いいたします。

　また、このたらい回しに遭ってしまっている時間についても課題が残っていまして、その間ほかの、この事案だけではないんですが、やっぱり搬送の困難事案については、そのときにほかの方で救急を必要としている方が救急車で運ぶことができないというような実態になっています。そこの地域で住んでいる方が救急搬送ができないという、こういった事例への対策というのは何かございますでしょうか。

○山口英樹　消防庁次長　お答えさせていただきます。

　委員御指摘のとおり、救急隊は本来でありますと、出動しまして、出動を終えた場合には速やかに帰署をして次の出動に備えるといったことが重要でございます。

　そういった中で、先ほど大臣からも御答弁させていただきましたが、春先には、感染が疑われる傷病者につきまして、医療機関が受入れをちゅうちょするために搬送先の決定に時間を要する事例、委員のお話にもございました、数時間以上現場で待機せざるを得ないと、そういった事例もあったというふうに私どもも承知をしております。

　その後、先ほど厚生労働省からも御答弁ありましたとおり、都道府県の方で調整本部等の設置等を行っていただきまして、現状では、先ほど言ったような、特に長時間現場にというような特異な事例は余りなくなってきているというふうに伺っております。

　ただ、御指摘の札幌市に関して見ますと、直近の数字でいいますと、十月の第四週が私どもの把握している搬送困難事例でいうと四十八件であったのが、十一月の第一週には四十件で、十一月の第二週には七十三件ということで、第一週と第二週を比較しますと三十三件増えているといったような状況も出てきております。

　そういった意味で、大臣から御答弁いたしましたとおり、引き続き、状況を注視しながら、厚労省を始め関係機関と連携してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　引き続き、札幌市だけじゃなくて、この後ももしかしたら可能性が高いということも考えられますので、対策の方を引き続きお願いいたします。

　次に、消防職員の感染リスクの点でいいますと、濃厚接触者の問題があります。

　何かといいますと、搬送した傷病者がコロナの感染者と後で分かった場合について、消防には保健所から連絡が来ないというところもありました。なぜなら、現在、救急隊員がマスクをしているということから、一メートル以内十五分以上あの救急車の狭い中に一緒にいるんですが、濃厚接触者にマスクをしているから該当しないということで、追跡としての連絡が保健所からする必要がないといいますか、そういう意味もあって、ある保健所では消防にちゃんと連絡が来ないということがあります。そのため、消防職員は家族も含めて精神的な負担を強いられているような状態にあります。

　コロナだけではなくて、搬送した方が病院に入ってから結核患者であった場合にも同じことが起こっておりまして、この濃厚接触者というのが、ではないものの、消防署にきちんと通知がされる仕組みを整備していただきたいです。

　このことについて答弁をお願いします。

○佐原康之　厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官　お答えいたします。

　コロナ感染症に限らず、結核なども含めまして救急搬送後に患者と判明した場合は、医療機関から発生報告を受けた保健所において感染症法に基づく積極的疫学調査を行うこととなります。その一環として、必要に応じて、搬送を行った消防機関を含む関係者への連絡や必要な調査を行っているものと承知しております。

　今般の新型コロナウイルス感染症への対応に当たりましても、都道府県等に対しまして、消防機関と十分な協議を行った上で対応するようお願いしているところです。

　引き続き保健所と消防機関で十分な情報共有がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　保健所も今、札幌市の場合だともうパニックな状態になってはいるんですが、やっぱりこれを行うことによって消防隊員が安心して、自分のリスクだけじゃなくて、そこの次の傷病者に対するリスクというのも減らすことができるので、是非引き続きそういった仕組みをつくっていっていただくことをお願い申し上げます。

　最後の質問になりますが、皆さんのお手元にも新聞の写しを配付させていただきました。これも私の地元の方になるんですが、北海道の夕張消防署で七人のクラスター感染が起きたという事例があります。これ、何が原因かというのはまだはっきりとは分からないんですが、この北海道新聞にも載っていますが、下の方に載っていますが、署員は訓練中もマスク着用を徹底していたというふうに厚谷市長は述べています。対策は万全だったということなんですが、道の会見で北海道の保健福祉部の担当者の方からは、夜間の宿直の際に署員が同じベッドを使うことについて触れ、どうしても接触はあるのではというふうに述べたという記事が掲載されています。

　ほとんどの消防が夜勤のときに、残念ながら、寝具が一人一人になっていないところって全国多数あると思います。これ、今だけの話ではないんですが、コロナのこの感染下だからこそ、やっぱりここもきちんと安全衛生対策というのを行わないと消防職員のこの感染防止につながらないと思います。

　感染症のリスクを避けるためにも、この職場環境、特にこの寝具の問題ですが、一人一人使用できるように改善すべきだと思いますが、このことについてお伺いします。

○山口英樹　消防庁次長　お答えさせていただきます。

　消防機関は、委員御指摘のとおり、新型コロナウイルス発生時におきましても、消火、救助、救急を始めといたしまして、業務を継続する必要がございます。また、勤務形態の特殊性の面からも、消防職員の感染防止対策は大変重要であると考えております。

　消防庁では、職員の感染事例が発生した消防機関からヒアリング等を行いまして、その上で、本年六月三十日付けで通知を発出しております。消防本部において喫緊に取り組むべき当面の留意事項といたしまして、感染防止資器材の確保、消防本部内での感染防止対策の徹底、消防本部内での感染者の発生等により職員数が減少した場合の備え等について要請したところでございます。

　この通知の中では、仮眠室のシーツ等の共用はやめ、個人ごとの配付とするなど、具体的な取組事例を交えつつ、事前に専門家や関係機関から執務室や仮眠室の感染防止策の指導を受けることを検討するなど、消防本部内での感染防止対策を徹底するよう要請しているところでございます。

　十月十四日の夕張市消防本部において職員七名の新型コロナウイルス感染症の陽性が判明し、近隣の消防本部からの応援が必要になったこと等も踏まえまして、十月十五日付けで全国の消防本部に対し本事案の発生状況を周知するとともに、再度、感染防止対策の徹底及び感染者発生時の業務継続法則の確認を要請する事務連絡を発出したところでございます。

　引き続き、コロナ禍におきましても消防職員が安心して活動できる環境が整備されるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　通知の方も出していただいて、なかなか寝具を一人一人というのは、時間も、多分設備も替えなきゃいけないので大変なことだとは思うんですが、やっぱりふだんから消防職員の処遇というか、労働条件というのがいかにあやふやというか、きちんとされていないかというのが問題になっていると私は考えます。

　引き続き、やっぱり消防隊員がクラスター感染を防ぐとか、コロナの感染もそうですし、いろんなところを防がないと、結果的にその搬送で例えば運んだ方がコロナ感染を、うつしてしまうとか、そういうことにもなりかねない問題でもありますので、引き続き、消防庁と厚労省と連携を取りながら、いかにこのコロナ禍の消防隊員の安全を守っていくかということに努力を続けていただくことをお願い申し上げます。

　また、最初の方にも触れました地方財政については本当に深刻な状況にありますので、大臣、引き続き、先ほど答弁もいただきましたが、しっかりと確保していただくことをお願いし、私の質問を終わります。

　ありがとうございました。